### 基礎控除額の改正

本人の合計所得金額に応じ、基礎控除額が変動しま す。合計所得金額が 2,500 万円を超える人は、基礎控 除が適用されません。

合計所得金額	改正前	改正後
2,400 万円以下		43 万円 (48 万円)
2,400 万円超 2,450 万円以下	33 万円	29 万円 (32 万円)
2,450 万円超 2,500 万円以下	(38 万円)	15 万円 (16 万円)
2,500 万円超		0円 (0円)

※( )内は所得税

# 給与所得控除額の改正

(会 左 川∇ 7)	改正前	改正後	
給与収入	以止削	以止後	
162万 5,000 円以下	65 万円	55 万円	
162万 5,000 円超 180万円以下	収入金額× 40%	収入金額× 40% - 10 万円	
180 万円超 360 万円以下	収入金額× 30% + 18 万円	収入金額× 30% + 8 万円	
360 万円超 660 万円以下	収入金額× 20% + 54 万円	収入金額× 20% + 44 万円	
660 万円超 850 万円以下	収入金額× 10%	収入金額× 10% + 110 万円	
850 万円超 1000 万円以下	+ 120 万円	195 万円	
1000 万円超	220 万円	133 / 11 ]	

# 町県民税の税制改正

令和3年度(令和2年1月1日~令和2年12月31日に得た収入)の課税から各種控除額などが見直されます。

問い合わせ先 税務課課税係 **☎** 0943-32-1114

# 年金所得控除額の改正

	年金収入	改正前 所得区分なし	1,000 万円以下	改正後 1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
	130 万円以下	70 万円	60 万円	50 万円	40 万円
0.5	130 万円超 410 万円以下	収入金額× 25% + 37 万 5,000 円	収入金額× 25% + 27 万 5,000 円	収入金額× 25% + 17 万 5,000 円	収入金額× 25% + 7万 5,000円
65 歳未満	410 万円超 770 万円以下	収入金額× 15% + 78 万 5,000 円	収入金額× 15% + 68 万 5,000 円	収入金額× 15% + 58 万 5,000 円	収入金額× 15% + 48 万 5,000 円
/lmj	770 万円超 1,000 万円以下	収入金額×5%	収入金額× 5% + 145 万 5,000 円	収入金額× 5% + 135 万 5,000 円	収入金額× 5% + 125 万 5,000 円
	1,000 万円超	+ 155万 5,000円	195万 5,000円	185万 5,000円	175万 5,000円
	330 万円以下	120 万円	110 万円	100 万円	90 万円
65	330 万円超 410 万円以下	収入金額× 25% + 37 万 5,000 円	収入金額× 25% + 27 万 5,000 円	収入金額× 25% + 17 万 5,000 円	収入金額× 25% + 7 万 5,000 円
65 歳以上	410 万円超 770 万円以下	収入金額× 15% + 78 万 5,000 円	収入金額× 15% + 68 万 5,000 円	収入金額× 15% + 58 万 5,000 円	収入金額× 15% + 48 万 5,000 円
	770 万円超 1,000 万円以下	収入金額× 5%	収入金額× 5% + 145 万 5,000 円	収入金額× 5% + 135 万 5,000 円	収入金額× 5% + 125 万 5,000 円
	1,000 万円超	+ 155 万 5,000 円	195 万 5,000 円	185 万 5,000 円	175万 5,000円

# 所得金額調整控除の創設

1または2に当てはまる場合、所得金額調整控除 どちらも当てはまる場合、1の控除後に2を控除し 額が給与収入または給与所得から控除されます。 12

ます。

要件	所得金額調整控除額
給与収入が850万円を超え、次のいずれかに当てはまる人・特別障害者である ・23歳未満の扶養親族がいる・特別障害者である同一生計配偶者(もしくは扶養親族)がいる	(給与収入 <sup>※1</sup> - 850 万円)× 10%
2 給与所得および公的年金に係る雑所得があり、その合計額が 10万円を超える人	(給与所得 <sup>※2</sup> + 公的年金に係る雑所得 <sup>※2</sup> ) - 10 万円

※ 1. 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円 ※ 2. 10 万円を超える場合は 10 万円

# 寡婦控除の改正・ひとり親控除の創設

	改正前		改正後		
	要件 項目はすべて満たすこと	控除額 (所得税)	要件 項目はすべて満たすこと	控除額 (所得税)	
寡婦	・夫と死別または離別した ・扶養親族または総所得金額等の合計額 が 38 万円以下の生計を同じとする子が いる	26 万円 (27 万円)	・夫と離別した ・子以外の扶養親族がいる ・合計所得金額が 500 万円以下である	26 万円 (27 万円)	
	・夫と死別した ・合計所得金額が 500 万円以下である		・夫と死別した ・合計所得金額が 500 万円以下である		
寡夫	・妻と死別または離別した ・総所得金額等の合計額が 38 万円以下の 生計を同じとする子がいる ・合計所得金額が 500 万円以下である	26 万円 (27 万円)	_	_	
特別寡婦	・夫と死別または離別した ・扶養親族である子がいる ・合計所得金額が 500 万円以下である	30 万円 (35 万円)	婚姻歴の有無や 性別は問いません	_	
ひとり親控除	_	_	・生計を同じとする子(総所得金額等 48 万円以下)がいる単身者である ・所得が 500 万円以下である ※住民票の続柄に「夫・妻(未届)」の 記載がある人は対象外	30 万円 (35 万円)	

	配偶関係		改正前		改正後						
			死別		離別		死別		離別		未婚の ひとり親
	合計所:	得	~ 500 万	500万~	~ 500 万	500万~	~500万	500万~	~ 500 万	500万~	~ 500 万
	扶養親族	子	30 万円 (35万円)	26 万円 (27万円)	30 万円 (35万円)	26 万円 (27 万円)	30 万円 (35 万円)	_	30 万円 (35 万円)	_	30 万円 (35 万円)
女性	女 性	子以外	26 万円 (27万円)	26 万円 (27万円)	26 万円 (27万円)	26 万円 (27 万円)	26 万円 (27 万円)	_	26 万円 (27 万円)	_	_
	扶養親族	なし	26 万円 (27万円)	_	_	_	26 万円 (27 万円)	_	_	_	_
男性	扶養親族あり	子	26 万円 (27万円)	_	26 万円 (27万円)	_	30 万円 (35万円)	_	30 万円 (35万円)	_	30 万円 (35 万円)

※( )内は所得税

	改正前	改正後
本 均等割も所得 割も課税され ない人	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障がい者、未成年者、寡婦、 <b>寡夫</b> のいずれかで、 前年中の合計所得金額が <b>125 万円以下</b> の人(給 与所得者の給与収入で 204 万 4,000 円未満)	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障がい者、未成年者、寡婦、 <b>ひとり親</b> のいず れかで、前年中の合計所得金額が <b>135 万円以</b> <b>下</b> の人(給与所得者の給与収入で 204 万 4,000 円未満)
り等割が課税 されない人	<ul> <li>・控除対象配偶者や扶養親族がおらず、合計所得金額が28万円以下の人</li> <li>・控除対象配偶者や扶養親族がおり、合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人28万円×(1+控除対象配偶者数+扶養親族数)+16万8,000円</li> </ul>	<ul> <li>・控除対象配偶者や扶養親族がおらず、合計所得金額が38万円以下の人</li> <li>・控除対象配偶者や扶養親族がおり、合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人28万円×(1+控除対象配偶者数+扶養親族数)+26万8,000円</li> </ul>
<b>●</b> 所得割が課税 されない人	・控除対象配偶者や扶養親族がおらず、総所得金額等が 35 万円以下の人 ・控除対象配偶者や扶養親族がおり、総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人35 万円×(1+控除対象配偶者数+扶養親族数)+32 万円 ・ ▲ または ❸ に当てはまらず、所得控除や税額控除により所得割が算出されない人	<ul> <li>・控除対象配偶者や扶養親族がおらず、総所得金額等が 45 万円以下の人</li> <li>・控除対象配偶者や扶養親族がおり、総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人35 万円×(1+控除対象配偶者数+扶養親族数)+42 万円</li> <li>・</li></ul>

## 扶養要件(合計所得金額要件)の改正

	改正前	改正後
同一生計配偶者· 扶養親族	38 万円以下	48 万円以下
配偶者特別控除	38 万円超 123 万円以下	48 万円超 133 万円以下

# 中止されたイベントのチケットの払い戻しを受けない 場合の寄附金税額控除

新型コロナウイルスの影 響で中止・延期・規模縮小 されたイベント(主催者が 文化庁・スポーツ庁からの 指定を受けているもの)で、 そのチケットの払い戻しを



受けることを辞退した場合、町県民税の寄附金税額控 除の対象となります。

控除対象となるチケット料金は最大20万円です。 ほかの寄附金税額控除の対象額と合わせて、総所得金 額等の30%が上限です。

#### 住宅借入金特別控除

令和元年10月1日~令和2年12月31日に取得し た住宅で、消費税率10%が適用されるものは、住宅 ローン控除の適用期間が10年から13年に延長され ます。 令和 2 年 12 月 31 日までに居住できなかった 場合でも、以下の要件をすべて満たせば控除期間の延 長が可能です。

所得税から控除しきれなかった住宅借入金特別控除 のうち、控除限度額の範囲内で町県民税から税額控除 されます。

#### 適用要件

- ・新型コロナウイルスの影響で、新築した住宅への居 住開始が遅れた
- ・一定期間(新築は令和2年9月末まで、それ以外は 令和2年11月末まで)に新築した住宅の契約を行 っている
- ・令和3年12月末までに新築した住宅に住み始めた

※住宅借入金特別控除を受けるためには、1年目に八女伝 統工芸館で確定申告をする必要があります。